

西東京市市民参加条例の解説

平成16年3月



西東京市

西東京市民の皆様へ

目次

西東京市市民参加条例は、平成14年10月1日に公布され、同日から施行されました。

本条例は、新しく誕生した西東京市において、生活者である市民の意向を市政運営に反映し、まちづくりを行っていく仕組みとして制定されました。

条例案の作成にあたっては、公募委員10名により構成された「まちづくり市民会議・市民との協働部会」が検討を重ねるとともに、幅広い市民の意見を条例に反映するために、パブリックコメント及び市民ワークショップを実施し、まさに「市民参加」による条例づくりを実践しました。

本条例が施行されて以来、市の多くの重要な計画づくりなどに、たくさんの市民の皆様のご参加をいただいているところですが、今後も一層の市民参加を進めるために、この度、「西東京市市民参加条例の解説」を作成しました。

この解説が多くの市民の皆様に使われ、市民参加のまちづくりが一層進展することを心から願っております。

平成16年3月

西東京市長 保谷 高範

1	西東京市市民参加条例の概要	②
2	基本原則	④
3	市民参加の対象事項	⑤
4	市民参加の手続	⑧
	(1) 附属機関等の設置	
	(2) 市民意見提出手続(パブリックコメント)制度	
	(3) 市民説明会	
	(4) 市民ワークショップ	
	(5) 市民投票	
	(6) その他の手続	
5	市民参加事業の見直し	⑩
6	条例の見直し	⑩
7	施行規則	⑩
8	西東京市市民参加条例Q & A	⑩
	西東京市市民参加条例	⑩
	西東京市市民参加条例施行規則	⑩

1 西東京市市民参加条例の概要

西東京市では、生活者である市民の意向を市政運営に反映させる仕組みとして、市民参加条例を制定しました。この条例は、市の政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図ることにより、市民ニーズに合った企画・立案を行うことで、議会制民主主義を補完するものです。この条例には、市における市民参加の基本的な考え方と、市の政策立案過程における参加の具体的な手続が定められています。

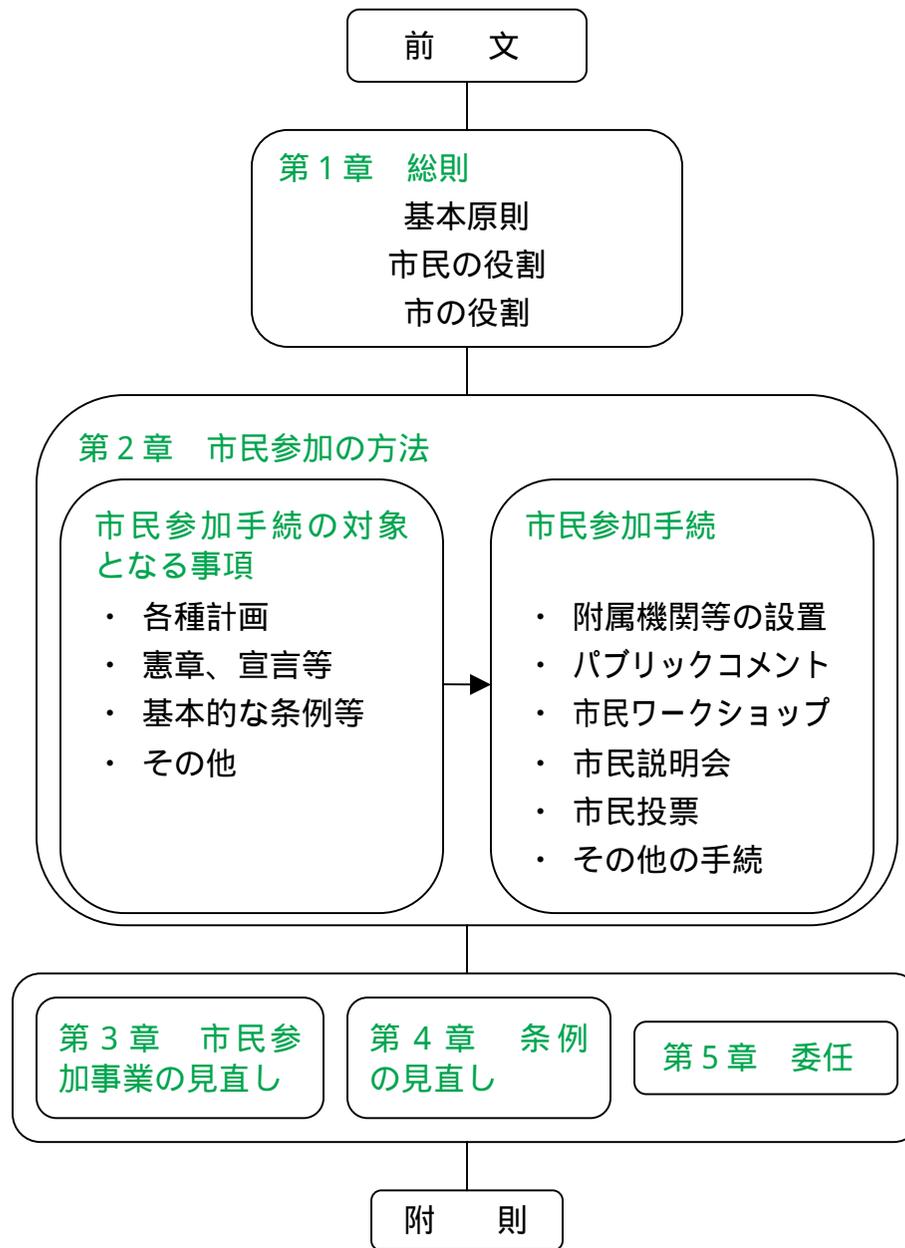
第1章（第1条～第5条）では、市民参加の基本原則と市民と市の役割を規定しています。市民の皆さんに主体的・積極的な市政への参加をお願いするとともに、情報公開の推進と市民参加の機会の拡大などを市の役割としています。

第2章（第6条～第24条）では、具体的な市民参加の手法が定められています。総合計画などの基本的な計画、憲章・宣言、基本的な条例、市民生活にとって重大な影響を与える条例、市民の権利・義務に関する条例、その他特に必要な事項の案を策定する過程において、附属機関等の設置、市民意見提出手続（パブリックコメント）、市民説明会、市民ワークショップ、市民投票、その他の手続の6つの方法のうちから1つ以上の手続を実施することにより、市民の意見を市政に反映させることとしています。

また、第3章（第25条）では、市民参加手続きを行った事業については、見直しを行う際にも市民参加を行うことを定めています。

さらに、第4章（第26条）では、この条例の継続的な検証と見直しを定めています。

西東京市市民参加条例の構成



2 基本原則

西東京市の区域内に住んでいる皆さんだけではなく、在勤、在学する者及び市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体など、当市に何らかの形で関係のあるすべての方が参加できます。

また、市民参加は他の市民や市から強制されて行うものではなく、あくまでも市民の自主性に基づいて行います。

市民と市とは、対等の立場に立ち、以下にあるような、市民の役割、市の役割を相互に理解し、尊重するとともに、情報を共有します。

市民の役割：まちづくりにおける自らの立場を自覚するとともに、**市政への関心**を持ち、主体的かつ民主的に、**積極的な市民参加に努めます**。

市の役割：市民が市政について考え、行動するために、**十分な情報の提供とわかりやすい説明**を行います。また、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めます。



④

3 市民参加の対象事項

計画、条例等のうち、市政運営上の基本事項に関するもの、市民に重大な影響が及ぶものなどが、**市民参加手続の対象**となります。

市民参加の対象事項の具体例を挙げると、次のとおりになります。

(1)総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画

総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本計画、大規模公共施設（新築）の建設に当たっての基本計画などが対象となります。

(2)市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定

市のシンボルとなるもの及び基本姿勢を表すものが対象となります。

例：市章、市民憲章、市の木、市の花、各種宣言

(3)市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定

市政全般における基本方針や共通の仕組みを規定する条例であって、広く市民に対し条例の規定内容の実現に向け、参加及び協力を呼びかけるものが対象となります。

例：市民参加条例

(4)市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定

法令上の規制に上乗せし、又は法令上の規制とは別の観点から新たな規制を設ける等、市民や事業者に対して一定の作為又は不作為を求める条例が対象となります。

例：建築規制を目的とする条例

⑤

(5)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定

西東京市が独自に制定する、市民に義務を課し、又は権利を制限する条例が対象となります。

例：迷惑行為防止を目的とする条例

(6)前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの

なお、以下の事項は、市民参加手続の対象となりません。

- ・ 法令に特別の定めがあるもの（都市計画法に基づく手続など）
- ・ 金銭徴収に関するもの（地方税の賦課徴収、分担金、使用料・手数料の徴収）
- ・ 関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しないもの
- ・ 行政内部について規定するもの（組織、職員定数、職員の給与に関すること等）
- ・ 既存施設の増改築、利用目的の変更



⑥



市民参加手続 1以上を設定



⑦

4 市民参加の手續

市民参加の手續は、次の6つがあります。

(1) 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募

専門的・技術的知識や経験などに基づく審議により答申、報告を受け
る場合は**審議会等**を、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により
提言を受ける場合は**懇談会等**を、設定します。(審議会等、懇談会等を
合わせて、「**附属機関等**」と呼びます。)

附属機関等の会議を開く際は、**会議の公開を原則**とするとともに、開
催情報の事前公表など、傍聴者に配慮します。

また、附属機関等の**会議録を作成し、公表**することで、附属機関等
における検討の経過を明らかにし、市政情報に関する情報公開を推進しま
す。作成した会議録は、市の情報公開コーナーやホームページで見ること
ができるようにします。

附属機関等における議論に多様な市民の意見・要望などを反映できる
仕組みを設けるため、一般市民の公募枠をできるだけ確保します。(た
だし、法令などで委員の構成が定められているもの、高度の専門性が求
められるもの、個人情報などを審議するものなどを除きます。)

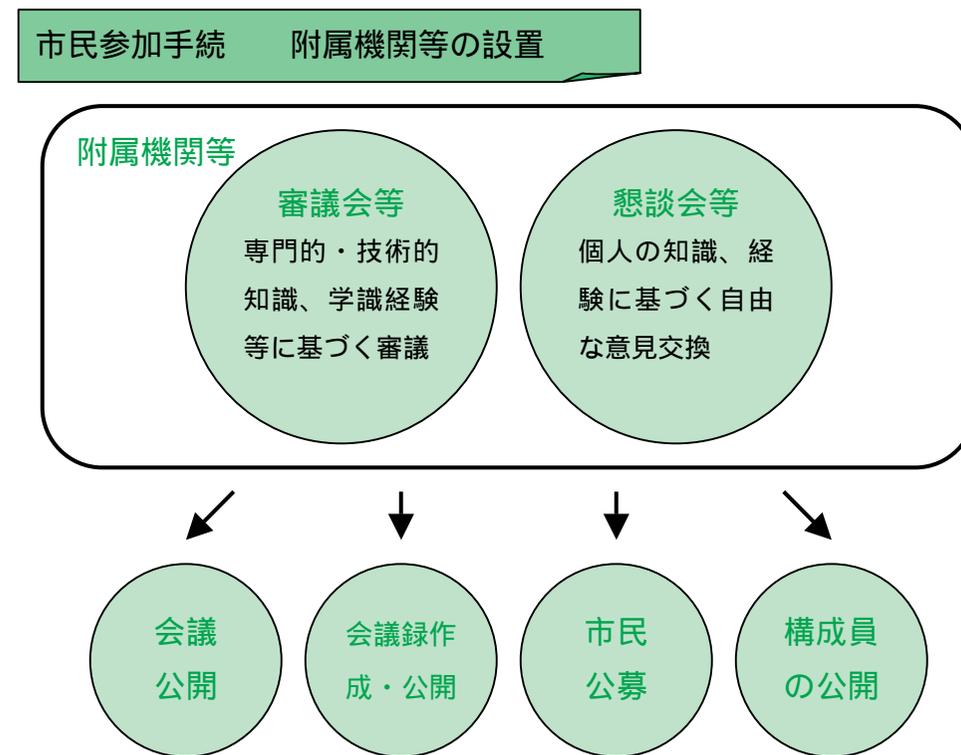
公募する市民は、**18才以上の市内在住、在勤、在学の方で、2人以
上**とすることを原則とします。また、市民公募による委員の選考方法と
しては、

- 論文、作文等による選考
- 面接選考
- 書類審査
- 抽選

のうちから、実施機関(所管課)の判断により、附属機関等の設置趣旨
及び目的にあった方法を選択します。

委員の選任にあたっては、**男女平等、他の附属機関等との重複任用の
回避を原則**とすることにより、幅広い市民の参加を求めます。

また、毎年1回、その年度に設置している附属機関等の構成員の氏
名、選任区分などを公開します。



(2) 市民意見提出手続（パブリックコメント）制度

市民意見提出手続（パブリックコメント）は、計画、条例等の素案に対して、市民が簡易な方法により、課題、問題点の指摘、意見の提出できる方法です。

市は、市民意見提出手続（パブリックコメント）を行うにあたり、

事案の名称及び内容

対象となる事案の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料

意見等の提出先、提出方法及び提出期限

意見等を提出できる者の範囲

検討結果等の公表予定時期

などの必要事項を、市報、ホームページなどでお知らせします。

市民が意見を提出する方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールなど、意見の記録性を確保できる方法とします。

意見の募集期間は、原則として1か月以上（最低でも2週間以上）設けるものとします。

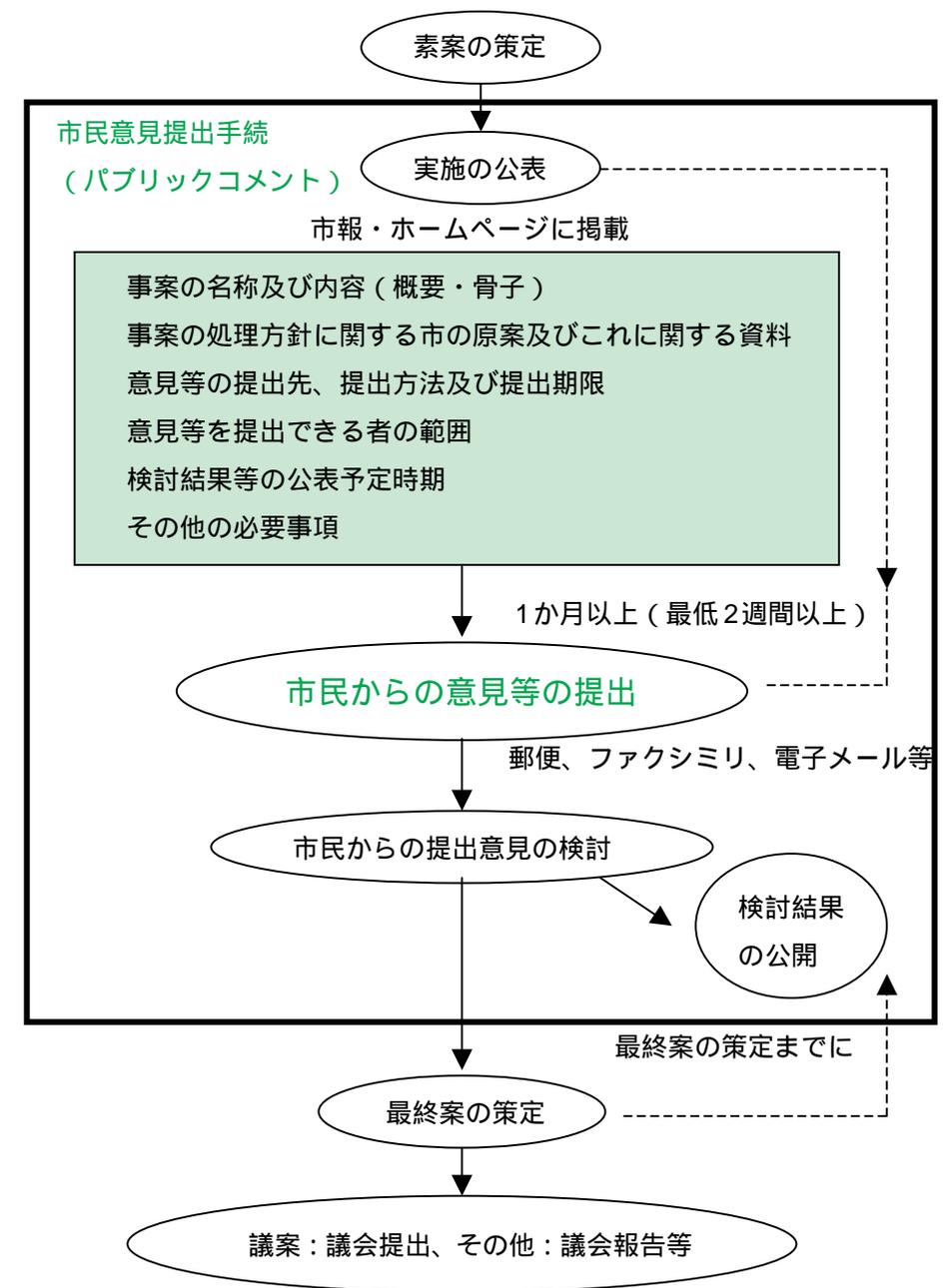
市民意見の提出にあたっては、原則として住所、氏名等を明らかにすることとします。ただし、提出された意見を公表する際に、提出者名をも公表するということではありませんので、意見を提出した方のプライバシーは守られます。

市は、市民から寄せられた意見を総合的に検討の上、最終案に反映させるよう努めますが、その際に、市民から出された意見の内容とその意見に対する市の検討結果と理由を公開することによって、市民への説明責任を果たします。

公開は、市報（原則として概要）、ホームページ、情報公開コーナーで行います。

また、公開の時期は、できる限り最終案の策定前までとします。

市民参加手続 市民意見提出手続（パブリックコメント）



(3) 市民説明会

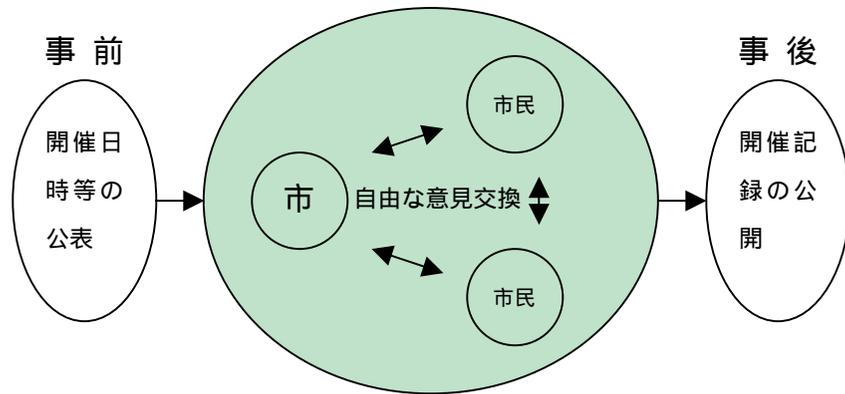
市民説明会といえば、これまでは行政側から市民側への一方的な情報提供にとどまる場合が多く、ややもすれば「言いつばなし」、「聴きっぱなし」の場という印象になりがちでした。しかし、本条例では、「市民対行政」という対立の構図ではなく、市民同士の自由な意見交換の中からも多様な意見等を導き出すことを目的とし、市民参加の手段の一つとして市民説明会を設定しています。

市民説明会を開催する場合には、市は、開催日時、開催場所、議題等について、事前に、市報、ホームページでお知らせするほか、状況に応じてポスターやちらしなどにより、広く市民に参加を呼びかけます。

市民説明会を開催する際、参加する市民が内容を十分に理解できるように、市は説明資料を充実するようにします。

市は、市民説明会の開催記録を作成し、これを公開することで、当日、会場で市民から寄せられた意見、要望等の概要を明らかにし、情報公開を推進します。作成した開催記録は、市の情報公開コーナーやホームページで公開します。

市民参加手続 市民説明会



⑫

(4) 市民ワークショップ

市民と市及び市民同士が自由な議論を通して市民意見の方向性を見出すことが必要な場合は、市民ワークショップを開催します。

市民ワークショップを実施する際は、ブレインストーミング等を用い、参加者の自由活発な議論が生まれるよう工夫します。

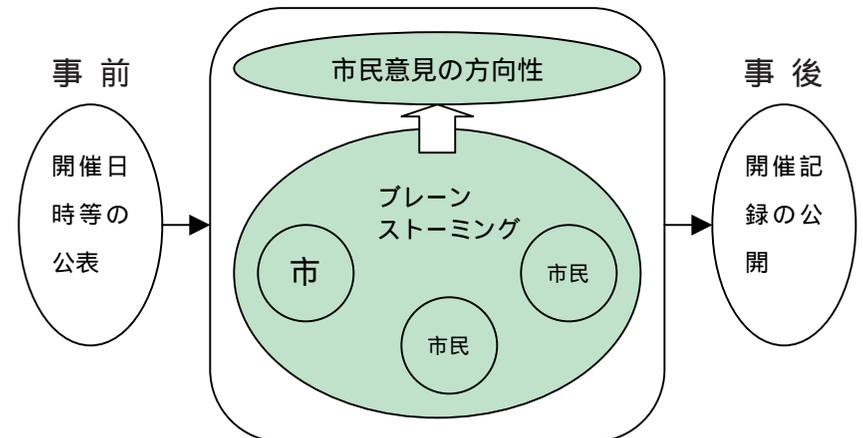
ブレインストーミングとは

何人かの人が集まって、自由なくつろいだ雰囲気の中で、一定の原則のもとに意見やアイデアを出し合い、良い結論を得ようとする会議。この会議方式には、各人の発言について、良い、悪いという判断をしないこと、発言は、自由奔放なもので良いこと、発言の量を重視し、発言は多いほど良いこと、他人の発言を組み合わせ、これを更に発展させた発言をしてもよいことというルールがある。

(新自治用語辞典，ぎょうせい，2000)

市民ワークショップを開く際は、開催日時等の事前公表、資料の充実、開催記録の作成及び公表などを、市民説明会に準じて行います。

市民参加手続 市民ワークショップ



⑬

(5) 市民投票

特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要がある場合には、別に条例を定めた上で、市民投票を実施する場合があります。この制度は法律との関係もあり、他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要性が高いものに限定しています。

市民投票に付すことが適当な「特に重要な政策で、市民の意思を直接問う必要があると認める」事項としては、一般的に、

地方公共団体の名称の変更、合併、分離、境界変更等、当該団体の存立の基礎的条件に関する事項

大規模な公共施設の設置、廃止等、当該団体における特定の重大な施策

長と議会が対立している重要な案件

地方公共団体の将来像を長く決定する事項で市民の意思が2分されるようなもの

などが挙げられます。

条例に基づく市民投票を行うことが妥当であるかどうかについては、具体的な案件ごとに判断すべきであり、個別の案件が出てきた段階で、その政策に最もふさわしい形で条例を制定し、その中で市民投票の実施期日、投票方法等について規定していくこととします。市民投票を行う場合には、公職選挙法に準じた投票手続をとることになりますが、「投票資格者」に関しては、国籍、年齢、市内在住等の条件を、投票に付すべき個々の事項の内容に応じて規定します。

なお、市民投票の結果は、市民に意見を求めるものであり、あくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市議会及び市長の権限を法的に拘束するものではありません。

市民参加手続 市民投票

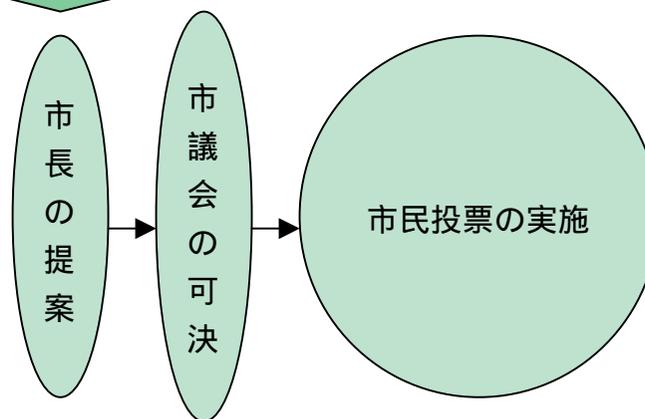
特に重要な政策で、市民の意思を直接問う必要があると認める事項

市の名称変更、合併、分離、境界変更など、市の存立の基礎的条件に関すること

大規模な公共施設の設立、廃止等の特に重大な政策長と議会が対立している重要な案件

市の将来像を長く決定する事項で市民の意思が2分されるようなものなど

案件ごとに
条例制定



投票結果は、「尊重」するにとどまるものであり、市議会及び市長の権限を法的に拘束するものではありません。

(6) その他の手続

これまで述べた5つの手法以外に、対象とする施策の性格に照らして、より効果的と認められる市民参加手続がある場合には、他の手続を積極的に用いるように努めます。一例として、電子会議室、市民意向調査、市民公募、モニタリング（人気投票）等が挙げられます。これらの手続を実施するに際しても、必要な情報（概要・結果等）は市報、ホームページ等を積極的に活用し、広く市民に参加を呼びかけます。

市民参加手続 その他の手続



5 市民参加事業の見直し

計画段階において、市民参加手続を行った計画、条例等については、一定期間を経過後、見直し段階に至った場合においても、同様の市民参加手続を行い、市民の意見を反映させます。

6 条例の見直し

この条例は、これまでの当市の取り組みや市民参加をめぐる他団体の状況等を考えて、合併後間もない西東京市に導入するにふさわしい制度として条例化したものです。今後、この条例に基づいて、様々な市民参加の取り組みが地域に定着し、市民との協働関係が発展した一定の段階においては、更なる制度のレベルアップを目指して、一層の発展的な工夫、改善を加えます。

市では、この条例に基づき、市民参加制度が定着するよう取り組みます。その中で、必要があると認める場合は条例の見直しを行い、制度の工夫・改善を加えていきます。

7 施行規則

この条例の施行に関して、必要な事項を規則に委任して定めます。

8 西東京市市民参加条例Q & A

Q 1 市民参加は具体的にはどのように行うのですか？

A 市では、重要な計画や市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例などを策定する場合、市報やホームページで附属機関の公募委員を募集したり、素案がまとまった段階で市民意見の募集などを行います。市報又はホームページをご覧頂くと、市の政策立案に対する市民参加に関するお知らせが載っていることがありますので、積極的な応募をお願いいたします。

Q 2 市民の意見は必ず市政に反映されるのですか？

A 市民参加条例は、「生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みを一層充実させていく」ことを目的として制定されました。市民から頂いた貴重なご意見は、出来る限り市政に反映させるよう努めますが、公平性・中立性、公益性、経済性、効率性等の様々な点を考えた結果、政策に反映できない場合もあります。

Q 3 一部の市民意見で政策が決まってしまうことはないのですか？

A 市民参加条例は、議会制民主主義（代表民主制）を補完する制度です。市の政策を最終的に決定するのは、市民の代表である市議会です。また、西東京市に在住・在勤・在学する全ての市民の方からご意見を頂くのは非常に困難ですが、より多くの方の声を市政に反映させるため、市民意見提出手続（パブリックコメント）制度などを一層充実させていきたいと考えています。

Q 4 市民意見提出手続（パブリックコメント）制度と従来の意見募集とは、どう違うのですか？

A 市民意見提出手続（パブリックコメント）制度とは、市民からご意見を頂くだけでなく、その意見に対する市の考え方を公表する制度です。国の府省でも取り入れられている制度であり、広く市民の意見を市政に反映させていくのに有効な手段と考えられます。

Q 5 「自治基本条例」というのを聞いたことがありますが、西東京市の「市民参加条例」との違いは何ですか？

A 最近、一部の自治体では、自治体の憲法ともいわれる「自治基本条例」を制定し、自治体運営の基本原則を明確にするとともに、市政運営に参加する市民の権利と行政の責務を明確化しようという動きがあります。「自治基本条例」をめぐっては、自治体基本法として自治基本条例を制定し、自治体の政策・制度開発の自立性を高めていくべきであるという主張がある一方で、現行の法体系は、他条例の基本法ともいえるべき自治基本条例の制定を想定しておらず、事実上、条例に格付けをすることは、法理論上不可能であるとして否定的な見解もあり、今後慎重な検討が必要とされる分野であることも事実です。西東京市においては、こうした他団体の状況も参考にしながら、引き続き本市にふさわしい条例のあり方について、継続的に検討を重ねていきたいと考えております。

西東京市市民参加条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 市民参加の方法

第1節 市民参加手続の設定等（第6条）

第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募（第7条 - 第12条）

第3節 市民意見提出手続制度（第13条 - 第16条）

第4節 市民説明会（第17条 - 第20条）

第5節 市民ワークショップ（第21条・第22条）

第6節 市民投票（第23条）

第7節 その他の手続（第24条）

第3章 市民参加事業の見直し（第25条）

第4章 条例の見直し（第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

私たち市民は、これまで両市が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識と経験を活かし、一人ひとりが輝くまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。

地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。

市民が、まちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加を更に発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが必要です。

私たちは、このような認識のもと、市との信頼関係に基づく協働を進め、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市（以下「市」という。）の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。
- (5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。
- (6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。

（基本原則）

第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) すべての市民が参加することができるものとする。

- (2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。
- (3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。
- (4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。

- 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。
- 3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。

- 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。

第2章 市民参加の方法

第1節 市民参加手続の設定等

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施すること

により、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定
- (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定
- (3) 市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定
- (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの

- 2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条項又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条項については、市民参加手続を設定しない。
- 3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。
- 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。

第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募

(附属機関等)

第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。

- 2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。

(会議公開の原則)

第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西

東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

(会議録の作成及び公開)

第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録は、これを公開しなければならない。
- 3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

(市民公募)

第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。

(附属機関等の構成員)

第11条 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。

(附属機関等の構成員等の公開)

第12条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年1回公開するものとする。

第3節 市民意見提出手続制度

(市民意見提出手続の実施)

第13条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等(以下「意見等」という。)を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第16条まで

に定める手続(以下「市民意見提出手続」という。)を実施する。

(実施の公表)

第14条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。

(意見等の提出方法等)

第15条 実施機関は、市民の意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。

- 2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。

- 3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。

(検討結果の公開)

第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

- (1) 提出された意見等の内容
- (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由

第4節 市民説明会

(市民説明会の開催)

第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。

(開催日時等の事前公表)

第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

(資料の充実)

第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の

充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。

(開催記録の作成及び公開)

第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。

第5節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。

第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。

第6節 市民投票

(市民投票の実施)

第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

第7節 その他の手続

(その他の市民参加手続の設定)

第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

第3章 市民参加事業の見直し

(見直し段階における市民参加手続)

第25条 実施機関は、政策形成過程において市民参加手続を実施したもののについては、見直し段階においても市民参加手続を実施し、その結果を公表するものとする。ただし、第6条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第4章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認める場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に案の策定に着手している計画、条例等であって、第2章に定める市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。

西東京市市民参加条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 附属機関等の会議の公開（第2条 - 第8条）
- 第3章 附属機関等の構成員の市民公募（第9条 - 第14条）
- 第4章 市民意見提出手続制度（第15条）
- 第5章 市民説明会（第16条 - 第18条）
- 第6章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市市民参加条例（平成14年西東京市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 附属機関等の会議の公開

（事前公表事項）

第2条 条例第8条第2項の規定により事前に公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人数
- (5) 担当課
- (6) 連絡先

（傍聴）

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し出なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録作成の基本方針）

第4条 条例第9条第1項の会議録は、あらかじめ当該附属機関等に諮ったうえ、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
 - (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
 - (3) 会議内容の要点記録
- （会議録の記載事項）

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 会議資料の名称
- (7) 記録方法
- (8) 会議内容

2 会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決した場合は、この限りでない。

（会議録の標準様式）

第6条 会議録は、様式第1号により作成するものとする。ただし、会議の種類に応じて、適宜変更できるものとする。

（会議資料の添付）

第7条 会議資料があるときは、これを会議録に添付するものとする。

（会議録の公開の方法）

第8条 条例第9条第2項の規定による公開は、広く市民の閲覧に供するため、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

第3章 附属機関等の構成員の市民公募

(市民公募の基本原則)

第9条 条例第10条の市民公募枠の対象者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者に限る。

2 公募する場合の市民の人数は、原則として2人以上とする。

(重複選任の防止)

第10条 既に他の附属機関等の委員の職にある者は、原則として選任しない。ただし、附属機関等相互間の審議の効率的な執行並びに専門性及び継続性の確保の観点から市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(市民公募の周知)

第11条 市長は、市民公募をしようとする場合は、附属機関等の設置の趣旨及び目的、所掌事項等を明確にしたうえで、市報等により市民に周知して、幅広く市民の参加を得られるよう配慮するものとする。

(委員の選考方法)

第12条 応募のあった市民の中から条例第11条の附属機関等の構成員を選考する場合は、関係職員による選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 選考委員会における構成員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的にあった方法を選択するものとする。

- (1) 論文、作文等による選考
- (2) 面接選考
- (3) 書類審査
- (4) 抽選

3 選考方法については、あらかじめ募集・選考要領を策定のうえ公開し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するものとする。

(定員に満たない場合等の取扱い)

第13条 前2条の規定にかかわらず、定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任依頼等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の構成員等の公開)

第14条 条例第12条の規定による公開は、当該年度分について情報公開コーナーに据え置く等により行うものとする。

第4章 市民意見提出手続制度

(事前公表事項)

第15条 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事案の名称及び内容
- (2) 事案の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
- (3) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 意見等を提出することができる者の範囲
- (5) 検討結果等の公表予定時期
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第5章 市民説明会

(事前公表事項)

第16条 市民説明会の開催日時等の事前公表については、第2条の規定を準用する。

(市民説明会の開催記録事項)

第17条 条例第20条の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民説明会の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 資料の名称
- (7) 内容

(開催記録の標準様式)

第 18 条 開催記録は、様式第 2 号により作成するものとする。ただし、市民説明会の内容に応じて、適宜変更できるものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

西東京市市民参加条例の解説

平成 16 年 3 月発行

発行 西東京市

編集 西東京市企画部企画課

〒188-8666 西東京市南町 5 丁目 6 番 13 号

Tel 0424-64-1311

Fax 0424-63-9585

<http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>